

府中市入札及び契約事務に係る不正な働きかけへの対応に関する要綱

令和4年2月14日
府中市要綱第9号

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、市が行う入札及び契約事務に関し、職員が受ける不正な働きかけへの対応について必要な事項を定めることにより、組織として適切な対応の徹底を図り、入札及び契約事務の公平性及び透明性を向上させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 入札及び契約事務 市が行う次の事務事業に係る入札及び契約に関する事務をいう。

ア 土木工事、建築工事及び設備工事（以下「建設工事」という。）

イ 建設工事に関する設計、調査、工事監理並びに建設工事の用に供することを目的とする測量及び機械類の製造

ウ 物品の買入れ

エ アからウまでに掲げるもののほか、入札及び契約に関する事務

(2) 不正な働きかけ 職員に対して入札及び契約事務の公平な執行を損なうおそれがある行為又は公平及び公正な入札及び契約事務を確保する上で不適当な行為を行うことを要求することをいう。

(不正な働きかけ等への対応及び記録)

第3条 職員は、不正な働きかけ又は不正な働きかけに該当する疑いのある行為（以下「不正な働きかけ等」という。）に対しては、複数の職員で対応するものとする。ただし、複数の職員で対応することが困難である場合は、この限りでない。

2 職員は、不正な働きかけ等を受けたときは、当該不正な働きかけ等の内容、当該不正な働きかけ等を行った者の氏名及び連絡先等（以下「当該不正な働きかけ等の内容等」という。）を確認し、当該者に対して、当該不正な働きかけ等の内容等に関する記録を作成する旨及び当該不正な働きかけ等の内容等について公表することがある旨を告知しなければならない。

3 職員は、不正な働きかけ等を受けたときは、当該不正な働きかけ等の内容等

について直ちに報告書に記録するものとする。

(不正な働きかけ等の報告)

第4条 職員は、前条第3項の規定により報告書に記録をしたときは、速やかにその職員が所属する課等の長（以下「所属長」という。）に当該報告書を提出することにより報告するものとする。

2 前項の規定による報告を受けた所属長は、契約課長を経由して総務管理部長に報告するものとする。

3 総務管理部長は、前項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる事項について、府中市指名業者審査委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

(1) 当該報告に係る不正な働きかけに該当する疑いのある行為が不正な働きかけに該当するかどうかの判断に関する事項

(2) 当該報告に係る不正な働きかけに対する必要な措置に関する事項

(不正な働きかけ等の報告に関する例外)

第5条 前条の規定にかかわらず、職員は、不正な働きかけ等を受けた場合において、報告書により所属長に報告することが困難であるときは、委員会に報告することができる。

(委員会における審議等)

第6条 委員会は、第4条第3項の規定により意見を求められたときは、同項第1号又は第2号に掲げる事項について審議し、その結果を総務管理部長に報告するものとする。

2 総務管理部長は、前項の規定による報告のうち不正な働きかけに係るものについては、市長に報告するものとする。

3 第1項の規定は、前条の規定による報告を受けた場合について準用する。この場合において、同項中「総務管理部長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(報告書の管理及び公開)

第7条 所属長は、府中市文書管理規則（平成13年3月府中市規則第20号）の規定に基づき、報告書を適正に管理し、保存するものとする。

2 報告書は、府中市情報公開条例（平成12年9月府中市条例第27号）第2条第2項に定める公文書として、同条例第6条に定める開示の請求の対象となる。

(公表等の措置)

第8条 市長は、委員会が不正な働きかけに該当すると判断し、当該不正な働きかけの内容の公表その他の必要な措置を講ずることが適当であるとされた行為について、必要があると認めるときは、速やかに当該行為の内容の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

(様式)

第9条 この要綱の施行に関し必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月14日から施行する。

(府中市指名業者審査委員会要綱の一部改正)

2 府中市指名業者審査委員会要綱の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(7) 府中市入札及び契約事務に係る不正な働きかけへの対応に関する要綱（令和4年2月府中市要綱第9号）第4条第3項の規定による意見の求め及び同要綱第5条の規定による報告に関すること。

第6条中「決定事項」の次に「(第2条第7号に掲げる事項に関する決定事項を除く。)」を加える。

付 則 (令和4年4月8日要綱第58号)

この要綱は、令和4年4月8日から施行し、この要綱による改正後の府中市入札及び契約事務に係る不正な働きかけへの対応に関する要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。